

事前評価の仕組み

山形県農林水産部

1. 全体概要

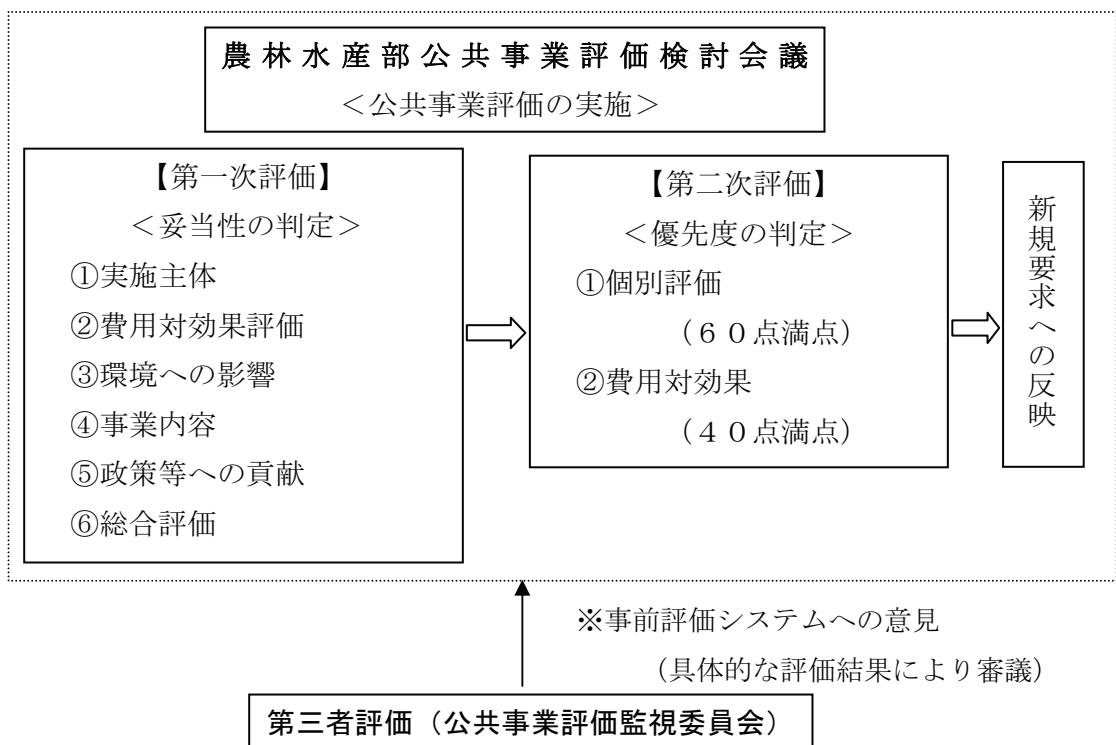
(1) 対象事業

1) 新規に事業の執行を計画し、関係機関及び関係課に新規に要求する事業のうち、県が事業主体となって実施する次の事業。

- 総事業費5千万以上の事業
- 事業期間が複数年にわたる事業

但し、維持・管理にかかる事業は除く。

(2) 評価の流れ



(3) 評価の事業区分 (別紙「統一事業名等一覧」)

評価の事業区分は、下記の事業目的別に13事業に区分する。

- 環境と調和した持続性の高い農業の展開
- 多様な森林の整備・保全
- 水産資源の持続的利用と漁村の振興

(4) 新規要求への反映

1) 事業優先度は、第二次評価結果に基づき3ランク (A, B, C) に区分する。

ランク	判定基準
A	事業化の優先度が非常に高い
B	事業化の優先度が高い
C	上記以外の事業

2) 新規要求への反映は、上記優先度の判定を基本とし、これに第一次評価の総合評価を加味しながら、総合的に判断する。

2. 第一次評価の詳細

(1) 第一次評価の視点

第一次評価は、個別の地区・箇所の事業計画を対象に、事業を実施するにあたり妥当性を有しているかどうかを判断することを目的に行なう。

(2) 評価項目

第一次評価の評価項目は、下表のとおりとする。

評価項目	第一次評価（妥当性評価調書）	備考
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施することの妥当性を評価 ・ 法令等で実施主体が県であることが定められている場合は、その法令名・趣旨を整理し、その他の場合は県が実施する理由を説明 	
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業（地区・箇所）が費用以上の効果が期待できるよう設計されているかどうかを評価 ・ 費用便益比が一定水準（国の採択基準等）を超えていることを説明 	<p>国の基準でその手法が確立していない場合は実施しない。 <small>（なお、県独自の手法があれば、参考として算出）</small></p>
環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業（地区・箇所）の実施に伴い懸念される環境への影響に対して、予め適切な対処が講じられるよう計画されているかを評価 ・ 懸念事項を整理するとともに、対処方法を説明 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業（地区・箇所）が、求められているサービス水準の実現に向け、効果的・効率的な事業内容となっているかを評価 ・ 求められているサービス水準を説明するとともに、当サービス水準と事業内容（特に事業規模）との関係を説明 	
政策等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業との連携効果や不便益の軽減が期待できる事業（地区・箇所）であるか、また山形県新総合発展計画の後期プロジェクトや山形県農業基本条例等に貢献し得る事業（地区・箇所）であるかを評価 ・ 該当する事項について、その内容を説明 	
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記全ての評価項目について妥当であると説明できる場合に、当該事業（地区・箇所）は実施するに当たっての妥当性を有しているものとする ・ 再検討が必要な項目が一つでもある場合、着工までに問題点が解消することが期待できる場合についてのみ、条件付の妥当とする 	

3. 第二次評価

(1) 個別評価

1) 項目の考え方

専門的・技術的見地から個々の事業を判断し、次の4つの視点からグループ分けし、評価する。

- 必要性（なぜ必要な事業なのか）
- 重要性（どのように重要な事業なのか）
- 緊急性（どのように緊急を要する事業なのか）
- 熟 度（事業の熟度はどうか）

2) 項目の設定

4つの視点からなる評価項目を計20項目設定する。またそれぞれのグループ毎の項目数は統一事業毎に設定する。

3) 配点方法及び換算方法

上記20項目について、4段階評価（3点～0点）又は選択評価（合計が3点～0点）にて行い、満点を60点とする。

(2) 費用対効果評価

1) 算定手法

農林水産省から示されているマニュアル等に従い、事業ごとに算定する。

2) 考え方

国庫補助事業の新規採択時評価の際に示された事業ごとの費用対効果の平均値を当該事業の中位と考える。

3) 配点の考え方

満点は40点とし、上記の平均値に対しては40点満点の20点を配点する。これを基準として、比例按分により対応する配点を決定する。

(3) 上記により、第二次評価の配点は下表のとおりとする。

個別評価	費用対効果評価	計
60点	40点	100点

(4) 費用対効果分析手法が国の基準で確立されていない場合は、費用対効果評価の40点を加えず、60点満点として評価を行う。但し、県独自の手法がある場合は、参考として算出してもよい。

統一事業名等一覧

事業名	担当課	備考
○環境と調和した持続性の高い農業の展開		
かんがい排水事業	農村計画課	
ほ場整備事業	農村計画課	
草地整備事業	生産流通課	
農道整備事業	農村計画課	
農村環境整備事業	農村計画課	
中山間地域整備事業	農政企画課	
農地等保全管理事業	農村計画課	
地すべり対策事業（農地）	農村計画課	
○多様な森林の整備・保全		
林道事業	森林課	
治山事業	森林課	
地すべり防止事業（森林）	森林課	
○水産資源の持続的利用と漁村の振興		
水産基盤整備事業	生産流通課	
漁港海岸整備事業	生産流通課	